

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月23日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
希望が丘中学校 給水管・バルブ凍結破損修繕
- 2 履行場所  
横浜市旭区東希望が丘118  
横浜市立希望が丘中学校
- 3 契約日  
令和8年2月19日
- 4 履行日又は履行期間  
令和8年3月31日
- 5 契約金額  
203,500円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
横浜市保土ヶ谷区仏向西25-3  
有限会社イワック
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
凍結により給水管及びバルブが破損し、水道が使用できない状態となった。生徒の健康や教育活動への影響を考え、緊急契約にて修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管  
横浜市立希望が丘中学校